

後発医薬品の積極的な使用について

当院は厚生労働省の後発医薬品促進の方針に従って、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品の採用に当たっては、品質確保・十分安全な情報共有・安定供給など、当院の定める条件を満たし、有効かつ安全な製品を採用しております。

外来通院中または他の医療機関から出されたお薬を保険薬局から先発医薬品で出されている場合についても、当院入院中には後発医薬品に変更となる場合があります。

また、医薬品の供給状況によっては、使用する薬剤を変更する可能性があります。変更にあたっては十分にご説明を致します。

※ご不明な点がありましたら、医師、薬剤師またはスタッフへお尋ねください。

後発医薬品とは

- ・同一の有効成分が同一量含有され、同等の効き目があります。
- ・有効性、安全性及び品質について国が厳格な審査を行い、販売の承認をしているお薬です。